

# 調布耐震改修促進計画 概要版

令和8年3月改定

## 第1章 はじめに

### 1 計画の概要

#### (1) 計画の目的等

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定により策定するものであり、住宅・建築物の耐震化を総合的に促進し、地震被害による市民の生命および財産への被害を最小限にとどめる減災社会の実現を目的とし、計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間と定め、耐震化を一層加速するため、新たな指標に基づいた目標や施策を示すとともに、目標達成に向け、対象に応じた更なる取組を推進する。

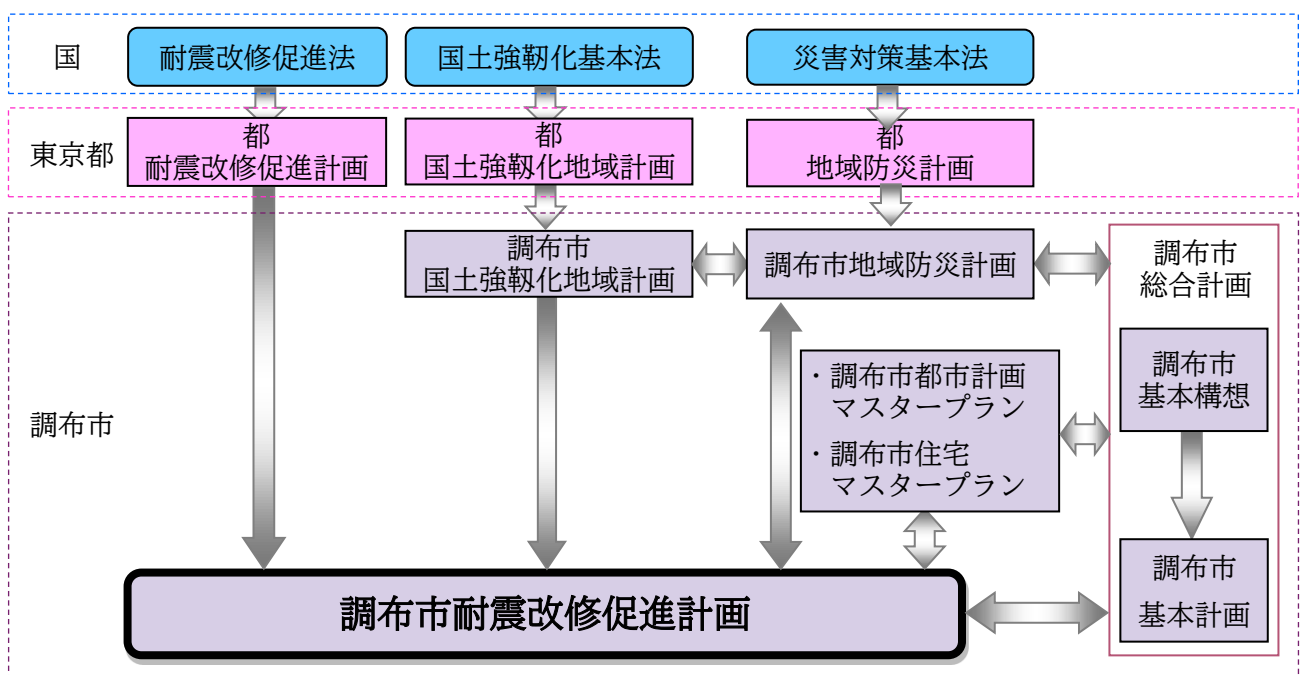
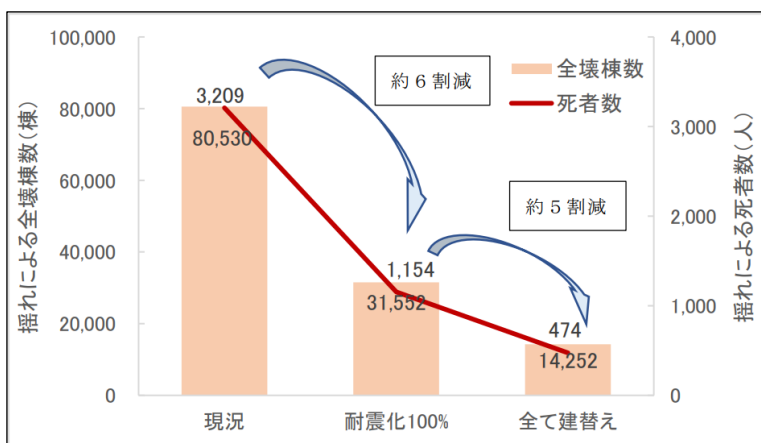


図-1.1 調布市耐震改修促進計画の位置付け

#### ◆耐震化等による被害軽減効果

東京都防災会議が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、建築物の耐震化への取組等により、全ての建築物が耐震基準を満たした場合の被害軽減効果が示されている。



・「1981年基準（新耐震基準）」による耐震化が実現した場合、全壊棟数及び死者数は現況より約6割減少すると推計  
 ・「2000年基準」による耐震化が実現した場合、全壊棟数及び死者数は「1981年基準（新耐震基準）」による耐震化よりさらに約5割減少すると推計（現況より約8割減少）

図-1.2 耐震化による対策効果（都心南部直下地震）

（出典：「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議，令和4年5月公表））

## (2) 対象建築物

本計画で対象とする建築物は、市内に存在する建築物のうち、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における「新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）」導入以前に建築された「旧耐震基準」の建築物と、新耐震基準の木造住宅のうち、平成 12 年 5 月以前に建築された建築物とする。

表-1.1 計画の対象建築物【旧耐震基準】

建築物の種類		内 容	備 考
緊急輸送道路等	特定緊急輸送道路沿道建築物	耐震診断義務付け対象建築物 ○特定緊急輸送道路の沿道建築物	○耐震改修促進法第 7 条第 1 項第 2 号に定める要安全確認計画記載建築物
	一般緊急輸送道路沿道建築物	○特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路の沿道建築物	○耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 3 号に定める特定既存耐震不適格建築物
	調布市緊急道路障害物除去路線沿道建築物	○緊急輸送道路を補完し、地域の防災拠点及び都知事が指定する防災拠点等を結ぶ路線の沿道建築物	
住 宅		○戸建住宅 ○共同住宅（長屋住宅、公共住宅を含む）	
特定建築物	民間特定既存耐震不適格建築物	○多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物	○耐震改修促進法第 14 条に定める建築物（本計画では同条第 1 項第 3 号は一般緊急輸送道路沿道建築物として特定建築物からは除く）
	要緊急安全確認大規模建築物	耐震診断義務付け対象建築物 ○地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物	○耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に定める建築物
防災上重要な公共建築物		○地震時に防災活動拠点等となる建築物	

表-1.2 計画の対象建築物【新耐震基準の木造住宅】

建築物の種類	内 容	備 考
住 宅	○戸建住宅 ○共同住宅（長屋住宅、公共住宅を含む）	

### ◆耐震基準の変遷

- 昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日に新耐震基準が導入され、震度 6 強程度に対する基準の強化。
- 平成 12 年（2000 年）6 月 1 日に木造建築物の仕様規定を明確化。

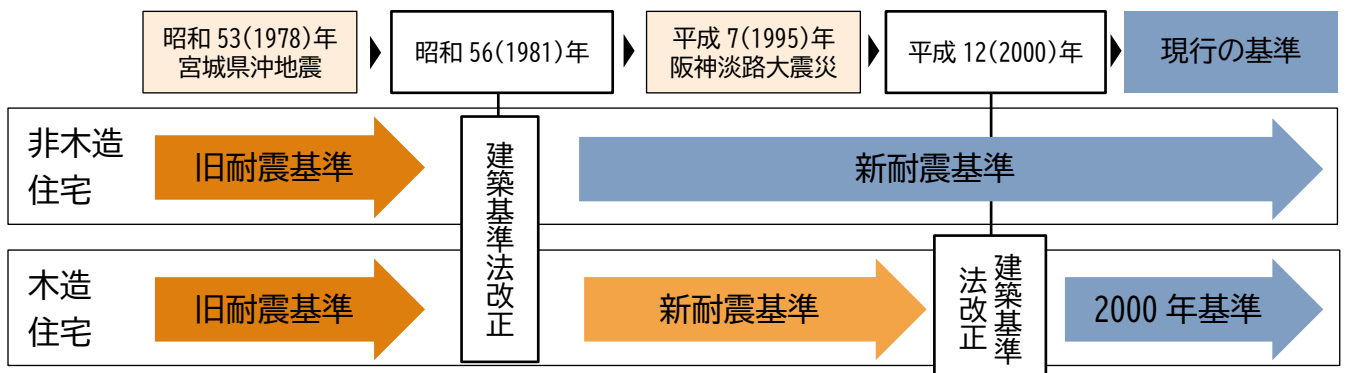


図-1.3 耐震基準の変遷

(出典：東京都「東京都耐震改修促進計画（令和 8 年 3 月改定）」)

## 2 想定する地震の規模

### (1) 首都直下地震等による被害想定

東京都防災会議が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、都心南部直下地震 (M7.3) や多摩東部直下地震 (M7.3), 大正関東地震 (M8クラス), 立川断層帯地震 (M7.4) の各地震について死者数や建物被害数などの被害を想定しており, そのうち多摩東部直下地震が最も大きな被害が発生すると想定されている。

表-1.3 想定される地震の概要

項目	想定地震の概要			
想定地震	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
震央	都23区南部	都多摩地域	神奈川県西部	多摩地域
規模	M7.3	M7.3	M8	M7.4
震源の深さ	約49km	約45km	約11km	約17km
発生確率	今後30年以内70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)		今後30年以内 0~6% 180年から590年の発生間隔	今後30年以内 0.5~2%

(出典:「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災会議, 令和4年5月公表))

### (2) 本市の被害想定

「多摩東部直下地震 (M7.3)」による震度は, 地域の北部や南部など広い範囲で震度6強, 中央部で震度6弱が予想されている。被害想定結果は, 建物の全壊棟数は675棟であり, 原因はゆれによるものが大部分である。死者の数は55人, 負傷者の数は991人となっており, 死者及び負傷者の主な原因は, ゆれ, 液状化による建物被害, ブロック塀の倒壊, 屋内収容物及び火災である。避難人口は34,277人, 閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止台数は185台となっている。

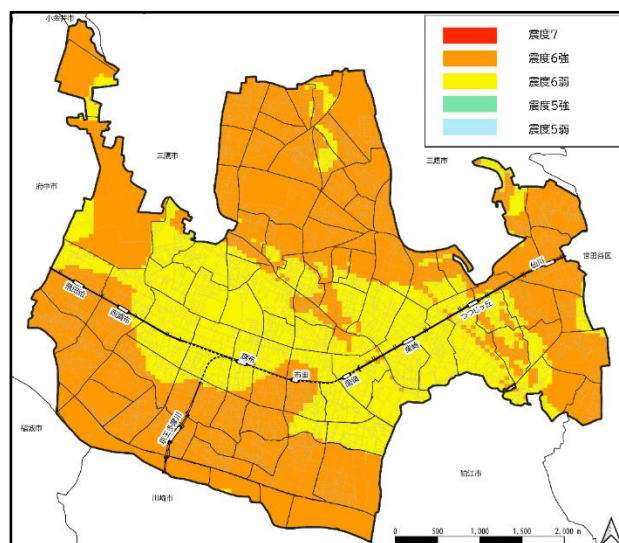


図-1.4 多摩東部直下地震

表-1.4 本市の被害想定 (冬・夕方 風速8m/s)

想定する地震	死者数 (人)	負傷者数 (人)	建物全壊数※ (棟)	主な死因
都心南部直下地震	49	888	612	建物倒壊等 57%, 地震火災 43%
多摩東部直下地震	55	991	675	建物倒壊等 58%, 地震火災 42%
大正関東地震	13	295	141	建物倒壊等 46%, 地震火災 54%
立川断層帯地震	4	56	14	建物倒壊等 0%, 地震火災 100%

※揺れ, 液状化, 急傾斜地崩壊による建物全壊数

(出典:「地震に関する地域危険度測定調査」(東京都都市整備局, 令和4年9月))

### (3)地震による危険度

都は、地震に関する地域危険度測定調査において、建築物の年代や構造、地盤の分類により町丁目ごとに建物倒壊危険度や火災危険度などを測定し、公表している。

#### ① 地域危険度測定調査

都震災対策条例に基づき、おおむね5年ごとに行っており、令和4年9月に公表した第9回調査では地震の揺れによる以下の危険性を町丁目ごとに測定している。

- 建物倒壊危険度（建物倒壊の危険性）
- 火災危険度（火災の発生による延焼の危険性）
- 総合危険度（建物倒壊や延焼の指標に災害時活動困難係数を加味して総合化したもの）

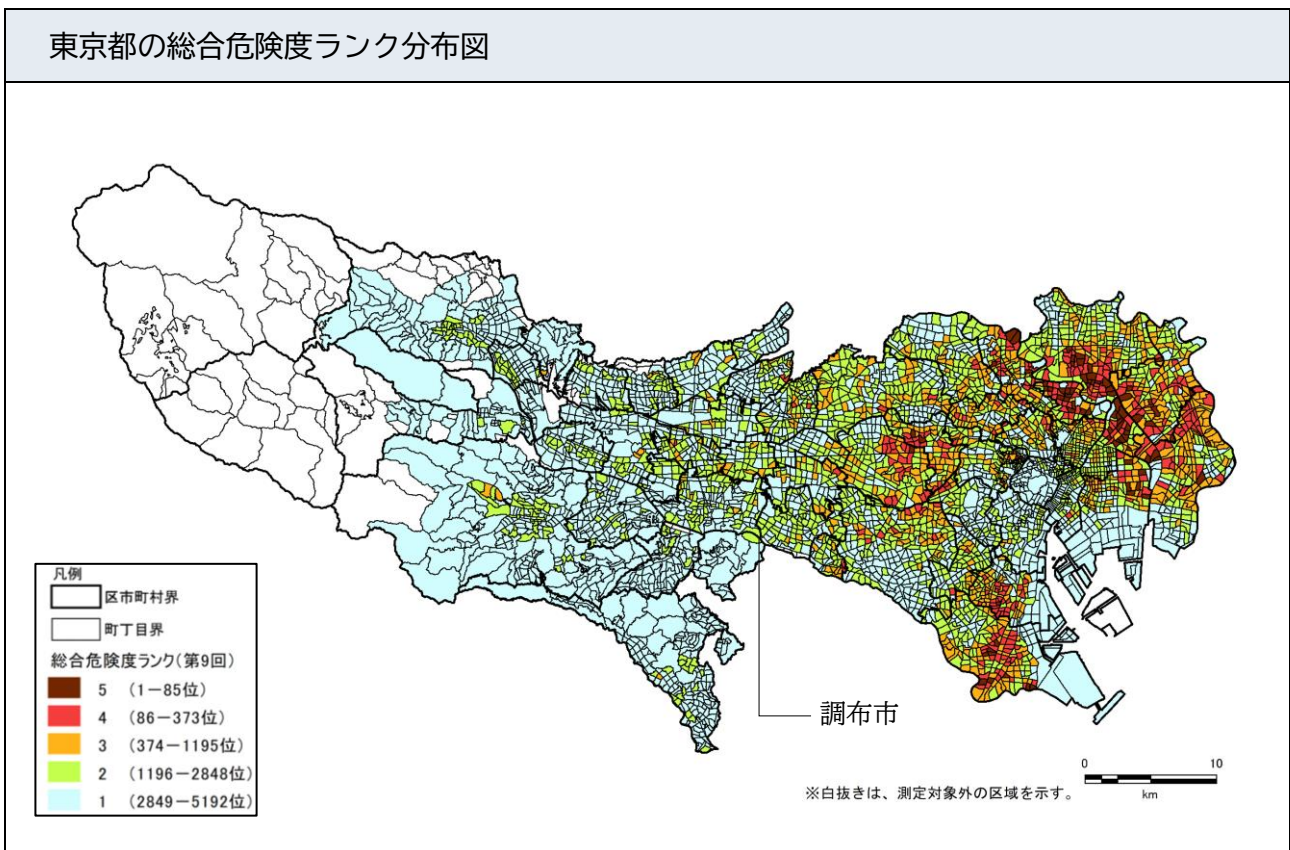


図-1.5 東京都全体の総合危険度ランク

(出典：「地震に関する地域危険度測定調査」(東京都都市整備局, 令和4年9月))

## ②建物倒壊危険度について

- 建物倒壊危険度は、地震動によって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを評価したものである。
- この危険度は、分類ごとに集計した建物量に、地盤特性と建物特性ごとの建物被害率を掛け合わせるにより、測定している。

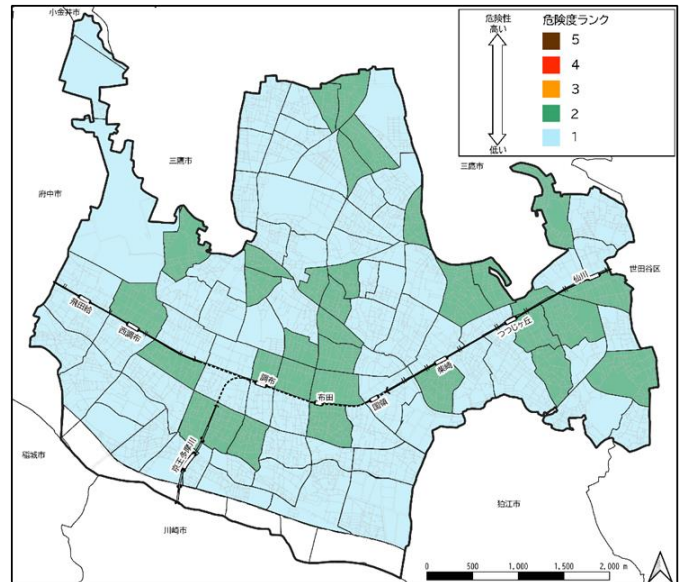


図-1.6 市における建物倒壊危険度ランク

## ③火災危険度について

- 火災危険度は、地震が発生した際に火災が生じる危険性を評価したものである。
- この危険度は、出火の危険性と延焼の危険性によって判定される。

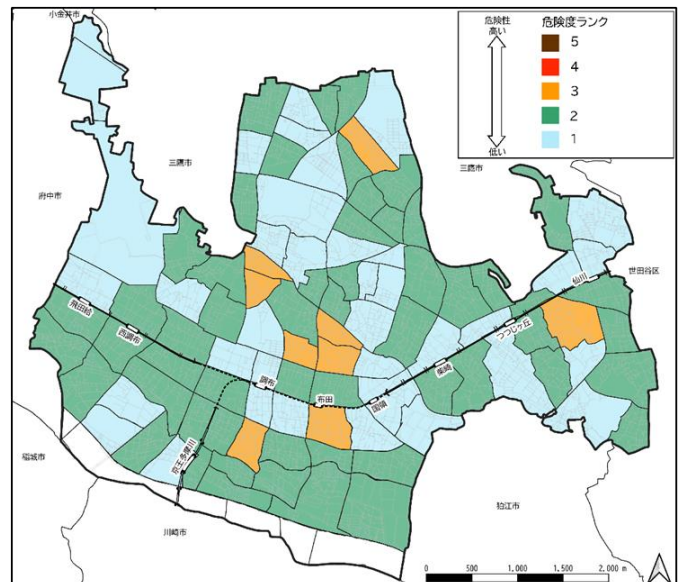


図-1.7 市における火災危険度ランク

## ④総合危険度について

- 総合危険度は、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を足し合わせ、避難や消火・救助など、各種の災害対応活動の困難さを係数として掛け合わせ、一つの指標にまとめたものである。
- 災害対応活動の困難さの係数は、災害時活動に有効な空間の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価している。

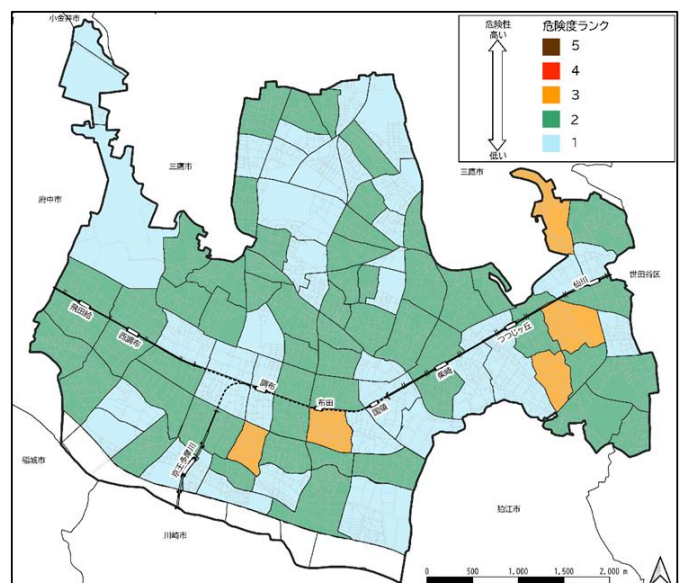


図-1.8 市における総合危険度ランク

(出典：「地震に関する地域危険度測定調査」(東京都都市整備局，令和4年9月))

## 第2章 耐震化に向けた基本方針

1 基本方針	
(1) 建物所有者の主体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建築物の耐震化が地域の問題であることを認識し、自ら主体的に取り組む</li> <li>・建築物の倒壊による道路閉塞や出火の発生が地域の安全性に重大な影響を与える可能性があることを十分に認識し、耐震化に取り組む</li> </ul>
(2) 市の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行う</li> <li>・市民の自助や共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行う。</li> <li>・震災対策上公共性が高いなど、公共的な観点から必要がある場合には重点的に財政的支援を行う。</li> <li>・耐震診断や耐震改修等を促進するため、必要に応じて耐震改修促進法などに基づく指導や助言、指示等を行う。</li> </ul>
(3) 関係機関との連携	<p>【国及び都との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都、建築関係団体、建物所有者等と適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組む。</li> <li>・「都耐震改修促進行政連絡協議会」等の様々な機会を通じて、国及び都と連携し、情報収集や連絡調整を行う。</li> <li>・国及び都の補助制度等を有効に活用するとともに、国及び都に対し、協力要請及び要望を行う。</li> </ul> <p>【地域及び関係団体との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や建築関係団体と協議、連携し、地域と市が一体となって耐震化の促進に向けて取り組む。</li> </ul>

## 2 緊急輸送道路等

- ・緊急輸送道路は、都地域防災計画に位置付けられた高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と都知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。
- ・市緊急道路障害物除去路線は、緊急輸送道路を補完して、避難所や防災備蓄倉庫などの地域の防災拠点及び都知事が指定する防災拠点等を結ぶ路線。

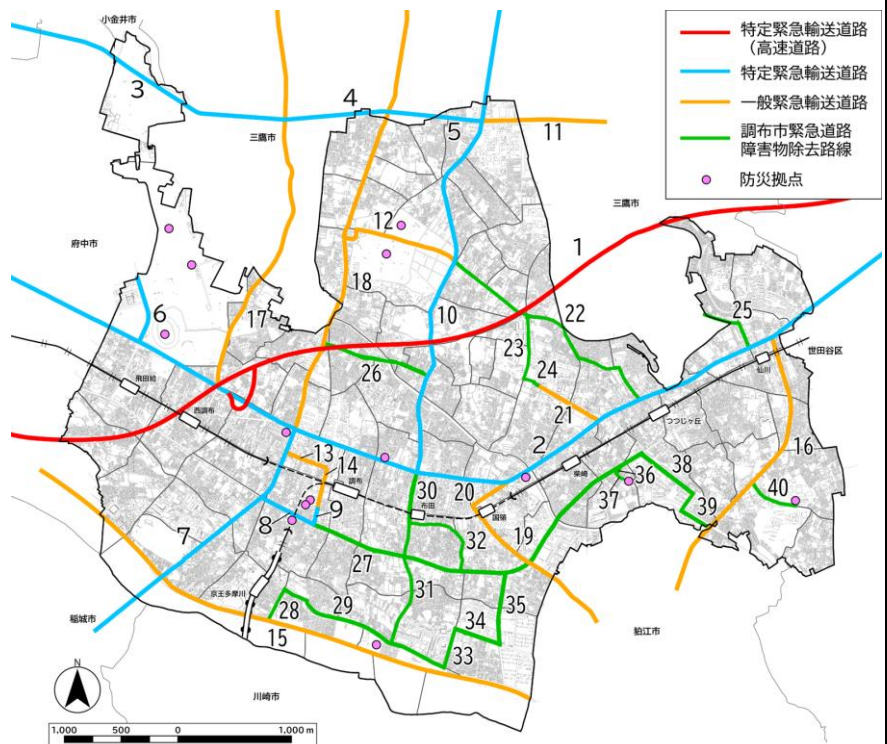


図-2.1 市内の緊急輸送道路等指定状況

# 第3章 耐震化の目標

## 1 耐震化の目標

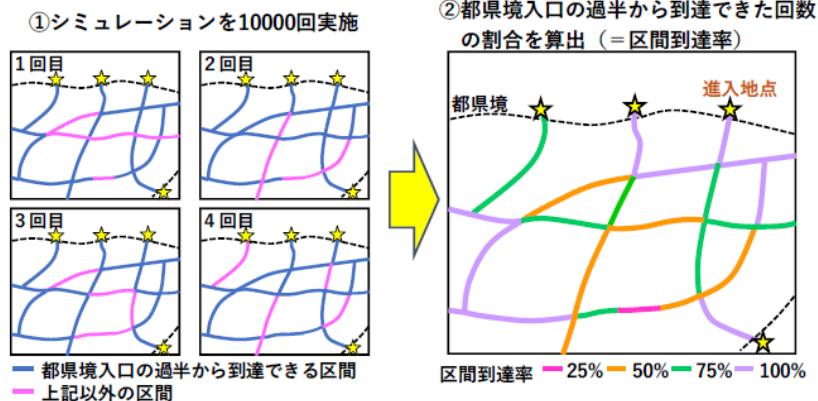
建築物の種類ごとの耐震化の現状と目標は、下表のとおりである。

表-3.1 耐震化の現状と目標

対象建築物の種類	令和5年3月改定計画	変動	現状	目標	
				令和12年度末	令和17年度末
特定緊急輸送道路沿道建築物	耐震化率 89.8% (R5.3)	↗ 0.8ポイント上昇	耐震化率 90.6% (R7.6)	区間到達率*95%未満の区間を解消	耐震化率 100%
一般緊急輸送道路沿道建築物	耐震化率 85.0% (R5.3)	↗ 2.4ポイント上昇	耐震化率 87.4% (R7.6)	耐震化率 90%	
市緊急道路障害物除去路線沿道建築物	—	—	耐震化率 87.7% (R7.3)		
住宅	全体 (旧耐震基準)	↗ 0.2ポイント上昇	耐震化率 93.0% (R7.3)	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消	
	全体 (新耐震基準) 2000年基準	—	耐震化率 90.6% (R7.3)	耐震化率 95%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
	戸建て	↗ 0.4ポイント上昇	耐震化率 90.8% (R7.3)	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消	
	マンション (共同住宅等)	↗ 0.2ポイント上昇	耐震化率 93.9% (R7.3)	耐震性が不十分なマンションをおおむね解消	
特定建築物	耐震化率 89.0% (R4.3)	↗ 1.9ポイント上昇	耐震化率 90.9% (R7.3)	耐震化率 95%	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消
要緊急安全確認大規模建築物	—	—	耐震化率 83.3% (R7.3)	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消	
防災上重要な公共建築物	耐震化率 100% (R4.3)	→ 維持	耐震化率 100% (R7.3)	耐震化率 100%を維持	

※区間到達率とは

区間ごとの通行機能を評価する指標であり、当該区間に都県境入口の過半から到達できる確率をシミュレーションにより算出したものである。

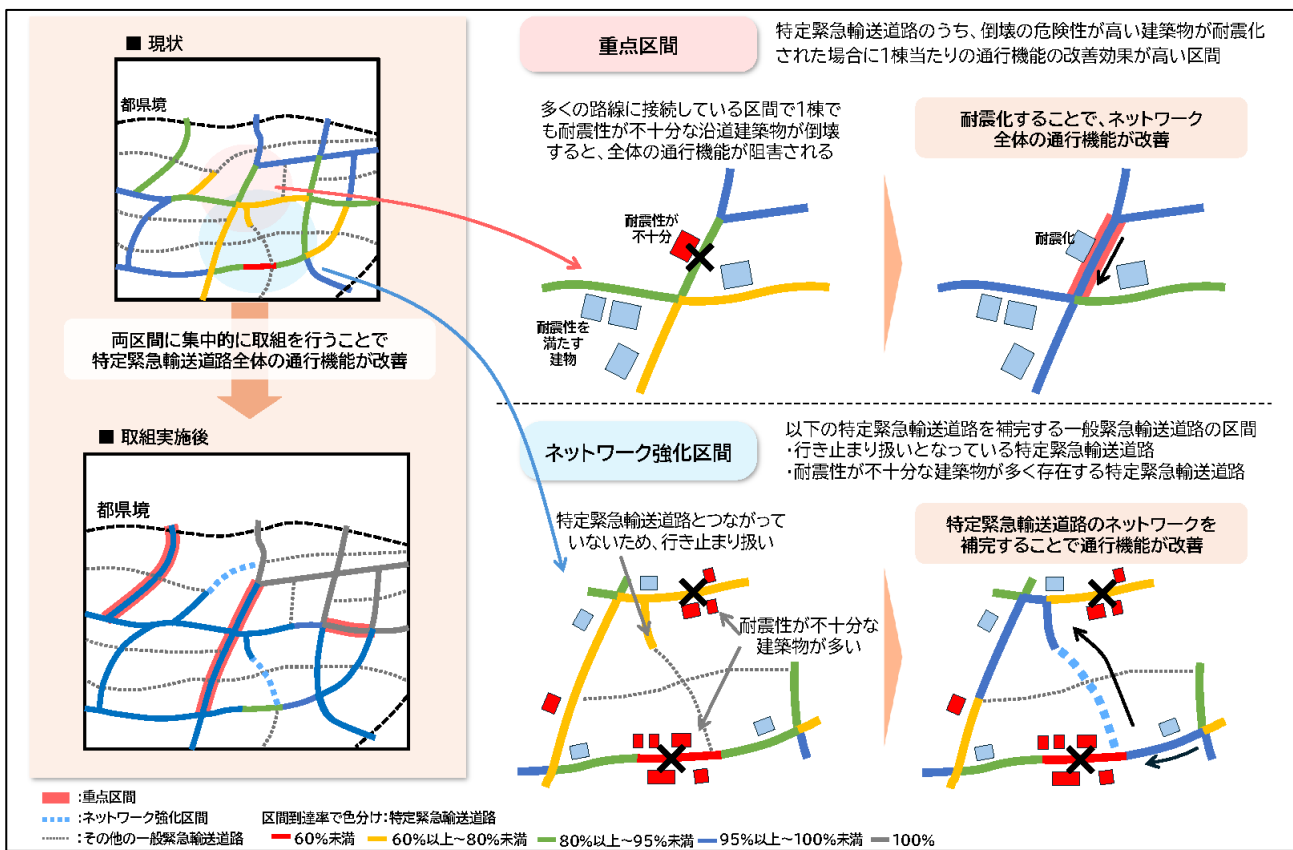


# 第4章 各建築物の耐震化目標と促進施策

## 1 緊急輸送道路等沿道建築物

<p>(1) 耐震化目標</p>	<p>【特定緊急輸送道路沿道建築物】 令和12年度末までに区間到達率95%未満の区間の解消 令和17年度末までに耐震化率100%</p> <p>【一般緊急輸送道路沿道建築物】 令和12年度末までに耐震化率90%以上</p> <p>【市緊急道路障害物除去路線沿道建築物】 沿道建築物の建物所有者へ耐震化の重要性について、意識の啓発を行うとともに、耐震化のための補助制度を検討。</p>
<p>(2) 基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都と連携し、建物所有者への働きかけや、耐震診断・耐震改修等への支援、法令に基づく指導や指示等により耐震化を促進。</li> <li>・「重点区間」や「ネットワーク強化路線」の建築物については、耐震化されることにより、緊急輸送道路全体の通行機能が改善されることから、集中的に耐震化を促進。</li> <li>・道路ネットワークを有効に活用して、震災時の通行機能を早期に確保するため、都と連携し、重点区間、ネットワーク強化区間の耐震化を推進。</li> <li>・特定緊急輸送道路の指定変更により、新たに沿道建築物となった所有者に対しては、耐震診断の実施を義務付け、耐震化を促進。</li> </ul>
<p>(3) 促進施策</p>	<p>【建物所有者等への働きかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別訪問の実施 新規</li> <li>・リーフレットによる制度の周知</li> </ul> <p>【耐震化に係る支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザーの派遣等</li> <li>・改修計画作成の支援</li> <li>・耐震診断の費用の助成 拡充</li> <li>・設計の費用の助成</li> <li>・耐震改修等の費用の助成</li> <li>・耐震改修等に対する融資の支援</li> </ul>

※「重点区間」,「ネットワーク強化区間」とは、以下のとおり。



## 2 住宅

<p>(1) 耐震化目標</p>	<p>【住宅】 令和12年度末までに2000年基準の耐震化率を95%以上 令和17年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消</p> <p>【マンション（共同住宅等）】 令和12年度末までに耐震性が不十分なマンション（共同住宅等）をおおむね解消</p>
<p>(2) 基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助・公助の原則を踏まえ、住宅の所有者自らが主体的に取り組む必要があるため、所有者の耐震化の取組を支援、所有者等に対して積極的な働きかけ。</li> <li>・耐震化率の低い木造住宅の耐震化を加速させるため、現行基準を満たさない木造住宅の所有者に対し、費用負担を軽減する工法の活用促進や所有者への直接的な働きかけ。</li> <li>・旧耐震基準の戸建住宅等については、老朽化の進行を踏まえ除却による耐震化を積極的に促進。</li> <li>・老朽化した木造建築が特に集積するなど、甚大な被害が想定される木造住宅密集地域等において、耐震化施策と不燃化施策との連携を行うことを検討。</li> <li>・分譲マンションについては、管理組合の状況に応じた普及啓発や支援の強化など、効果的・集中的に施策を展開。</li> </ul>
<p>(3) 強化施策</p>	<p>①木造住宅全体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安価で工期の短い工法等の活用を促進</li> <li>・所有者への直接的な働きかけを強化</li> </ul> <p>②分譲マンション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的な改修への支援</li> <li>・専門家派遣の拡充等の支援策の強化</li> <li>・プッシュ型普及啓発（個別訪問）を強化</li> </ul>
<p>(4) 促進施策</p>	<p>①住宅全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化に係る普及啓発や支援等の取組</li> <li>・税制支援</li> </ul> <p>②木造戸建住宅</p> <p>【木造住宅の耐震化に係る普及啓発や支援等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅を対象とした安価で短工期な改修工法等の啓発</li> <li>・障害者等世帯への支援 拡充</li> <li>・高齢者向け耐震改修融資（リバースモーゲージ型住宅ローン）による支援の啓発</li> <li>・耐震診断や耐震改修等に対する助成</li> <li>・アドバイザー派遣、所有者への働きかけ</li> </ul> <p>【木造住宅密集地域等における耐震化に係る支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の除却、建替えを促進し、不燃化・耐震化を推進</li> <li>・緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動、避難を可能とする防災生活道路の拡幅整備</li> </ul> <p>【災害に強い住宅の実現に向けた他施策との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害に強い住宅」への取組推進に向けて、関係各部署との連携を強化。</li> <li>・省エネルギー工事などの機会に合わせて耐震改修工事の周知。</li> <li>・バリアフリー工事の機会に合わせた耐震診断や耐震改修の実施を促進等。</li> </ul> <p>③分譲マンション</p> <p>【耐震化に係る普及啓発及び支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化促進に向けた普及啓発</li> <li>・耐震診断、補強設計、耐震改修等の費用の助成</li> </ul> <p>【まちづくりと連携したマンションの再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション再生まちづくり制度を活用し、地域の課題解決にも寄与するマンション再生の取組について、支援を検討。</li> </ul> <p>④民間賃貸住宅等</p> <p>【耐震化に係る支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築の専門家や弁護士など所有者の課題に適切に対応できる専門家をアドバイザーとして派遣することを検討。</li> </ul>

### 3 特定建築物

(1) 耐震化目標	<p>【特定建築物全般】 令和12年度末までに耐震化率95%以上 令和17年度末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消</p> <p>【要緊急安全確認大規模建築物】 令和12年度末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消</p>
(2) 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定既存耐震不適格建築物のうち、これまで重点的に取り組んできた病院等の耐震化を更に促進。</li> <li>・要緊急安全確認大規模建築物については、法に基づく指導、指示等により耐震化を促進。</li> <li>・上記の建築物に加え、新たに事務所・飲食店等の特定既存耐震不適格建築物にも支援を検討。</li> <li>・施策の充実化とともに、普及啓発も促進。</li> </ul>
(3) 促進施策	<p>①建物所有者への働きかけ</p> <p>【特定建築物全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合設計制度やマンション再生法による容積率許可制度の活用による建替えの促進</li> <li>・リーフレットによる制度の周知</li> </ul> <p>【特定既存耐震不適格建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都との連携</li> <li>・用途別の課題に適した耐震化支援</li> </ul> <p>【要緊急安全確認大規模建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体との連携</li> <li>・税制上の優遇措置の周知</li> </ul> <p>②耐震化に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザーの派遣</li> <li>・改修計画作成の支援</li> </ul> <p>③耐震化に係る指導や指示等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定既存耐震不適格建築物</li> <li>・要緊急安全確認大規模建築物</li> </ul> <p>④耐震診断結果の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要緊急安全確認大規模建築物</li> </ul>

### 4 組積造の塀

(1) 耐震化目標	耐震性が不十分な組積造の塀の除却や安全な塀への建替え等を促進。
(2) 基本方針	<p>通行人の安全確保の面から、耐震性が不十分なブロック塀等の除却や安全な塀への建替え等を促進。</p>
(3) 促進施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物防災週間や定期報告等の機会を捉えて、改善指導を行うとともに、都と連携してブロック塀等の安全対策を推進。</li> <li>・ブロック塀等の倒壊による危険性や点検のチェックポイントのほか、対策の必要性や震災時の安全性向上の効果などについて啓発。</li> </ul>

# 5 擁壁・がけ

(1) 耐震化目標	擁壁・がけ等を含めた建築物の敷地の耐震化を促進
(2) 基本方針	市内全域の宅地擁壁・がけの対策支援を行うことにより，市の防災力の向上を図る。
(3) 促進施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域の宅地擁壁・がけ候補地について，実態調査を実施し，擁壁等の所有者への働きかけ。</li> <li>市は，がけや擁壁の点検調査実施。所有者等に対して倒壊による危険性や対策の必要性を啓発。</li> <li>擁壁・がけの所有者等へ専門家（擁壁等コンサルタント）を派遣。</li> <li>土砂災害警戒区域等に指定された土地・建物所有者等に対して，専門家（土砂災害アドバイザー）を派遣し，対策の幅広い相談に応じるとともに，合意形成に関する助言。</li> </ul>



図-4.1 調布市擁壁・がけマップ

## 6 普及啓発

(1)耐震化への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都耐震マーク表示制度の運用</li> <li>・防災マップの活用</li> <li>・耐震改修促進税制の普及</li> </ul>
(2)相談体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいの相談窓口週間 木造住宅耐震相談窓口の設置</li> <li>・耐震化支援事業案内パンフレットの作成・配架</li> </ul>
(3)耐震改修工法等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供の方法</li> <li>・木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及</li> </ul>
(4)技術的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口や相談会等を通じて、建物所有者が安心して住宅・建築物の耐震化を行えるよう、一定の技術力を有する専門家が所属する建築士事務所の案内</li> </ul>
(5)町会や自治会等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都や関係団体とともに、地域単位の取組を支援する施策を推進</li> <li>・調布市防災市民組織や地域で活動しているさまざまな団体等との連携</li> <li>・有効な地震防災対策の構築</li> </ul>

## 7 その他の安全対策

(1)落下物等の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラス落下防止対策</li> <li>・外壁タイル等の落下防止対策</li> <li>・屋外広告物に対する規制</li> <li>・特定天井の脱落防止対策</li> <li>・家具類の転倒及び落下防止対策</li> </ul>
(2)エレベーターの閉じ込め防止対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震時におけるエレベーターの運行や復旧，安全対策等に関する情報提供。</li> <li>・閉じ込め防止装置の必要性を周知し，装置の設置や機器の改修促進。</li> <li>・定期報告制度を活用し，適切な維持管理を促進。</li> </ul>
(3)建築物の液状化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「液状化による建物被害に備えるための手引（東京都：令和4年9月改訂）」、「東京都建物における液状化対策ポータルサイト」等を活用し，広く情報提供。</li> </ul>
(4)長周期地震動対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の対策に基づき，建築士や建設業の団体等に対策の内容について周知。</li> <li>・制振工法等の補強方法，家具転倒防止策等について，パンフレット等を活用し，広く情報提供。</li> </ul>
(5)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォームにあわせた耐震改修の誘導</li> <li>・新築時の耐震性の確保の徹底</li> <li>・定期報告制度との連携</li> <li>・建築物の応急危険度判定の体制整備</li> <li>・橋りょうの耐震化（市が管理するすべての橋りょうの耐震化完了）</li> <li>・通電火災防止策（感震ブレーカーの普及啓発）</li> <li>・空き家等対策の推進</li> <li>・細街路の拡幅整備</li> </ul>

